

鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修
管理運営事業における公募設置等に係る
基本協定書（案）

令和6年5月
小平市

目次

第1章 総則	1
（目的）	1
（定義）	1
（事業区域、事業内容及び手続き等）	1
（事業期間）	2
（公租公課）	2
第2章 公募対象公園施設の設計・整備	2
（公募対象公園施設にかかる経費及び財産権）	2
（設計）	2
（設計の変更）	2
（工事責任者の設置）	2
（工事）	3
（保険）	3
（説明及び立会いの要求）	3
（乙による完成検査）	3
（甲による是正の要求）	3
（工事期間の変更）	3
（工事の一時中止）	3
（工事中に第三者に与えた損害）	3
第3章 既存施設の解体及び特定公園施設の設計・整備	4
（設計）	4
（設計の変更）	4
（工事責任者の設置）	4
（工事）	4
（保険）	4
（説明及び立会いの要求）	4
（乙による完成検査）	5
（甲による完了検査）	5
（工事期間の変更）	5
（工事の一時中止）	5
（工事中に第三者に与えた損害）	5
第4章 特定公園施設の引渡し	5
（所有権移転及び引渡し）	5
（瑕疵担保）	5
第5章 公募対象公園施設の管理運営	5
（公募対象公園施設の設置管理許可等手続き）	6
（維持管理及び運営）	6
（許可の更新）	6
（許可の取消し）	6
第6章 特定公園施設の管理運営	7
（特定公園施設の管理運営業務）	7
（維持管理及び運営）	7
第7章 利便増進施設の設置及び管理運営	7
（利便増進施設の設置及び管理運営）	7
第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等	7
（乙の遵守事項）	7
（管理運営等）	7
（安全対策及び事故等への対応）	7
（行為の制限）	8
（私権の制限）	8
（第三者の使用）	8

(事業の調査等)	8
(委託の禁止等)	9
第9章 事業実施にあたっての費用区分等	9
(リスク分担)	9
(損害賠償等)	9
(第三者に与えた損害)	9
(地震等による損害)	9
(瑕疵担保)	9
第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	9
(事業の報告及び評価)	9
(事業内容の変更、一時中止等)	10
(暴力団員による不当要求を受けた場合の報告等)	10
第11章 協定の解除等	10
(甲による協定の解除等)	10
(甲乙の合意による協定の解除等)	10
(協定の解除等の公表)	11
第12章 原状回復の義務	11
(原状回復の義務)	11
第13章 補則	11
(届出義務)	11
(管轄裁判所)	12
(補則)	12

鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修管理運営事業における公募設置等に係る
基本協定書（案）

小平市（以下、「甲」という。）と、●●●●（以下、「乙」という。）は、鷹の台公園及び中央公園における公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下、「法」という。）及び小平市立公園条例（以下、「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、「鷹の台公園整備及び中央公園グラウンド改修・管理運営事業公募設置等指針」（以下、「設置等指針」という。）を受けて、乙が提案した小平市都市計画公園3・3・4号鷹の台公園（以下「鷹の台公園」という。）の整備及び小平市立中央公園競技場・小平市立中央公園グラウンド（以下「中央公園グラウンド」という。）の改修事業における公募設置等計画（以下、「公募設置等計画」という。）に基づき、甲と乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定関係書類とは、本基本（もしくは実施）協定書、設置等指針、公募設置等計画等及び設計図書をいう。
- (2) 設置等指針とは、甲が公表した公募設置等指針及び質問回答書の書類をいう。
- (3) 公募設置等計画とは、乙が設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- (4) 公募対象公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する収益施設及び当該施設に付帯する設備、その他の施設をいう。
- (5) 特定公園施設とは、乙が公募設置等計画に基づき建設、譲渡、管理運営する都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する公園施設をいう。
- (6) 利便増進施設とは、乙が公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する看板・広告塔をいう。
- (7) 設置管理許可とは、法第5条第1項の規定により、乙に対し、事業区域内に公園施設を設け、又は管理することについて、甲が与える許可をいう。
- (8) 特定公園施設の建設・譲渡契約とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の整備と譲渡に関する契約をいう。

（事業区域、事業内容及び手続き等）

第3条 乙は、鷹の台公園及び中央公園グラウンドにおいて、公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び関係機関等との協議を経て内容を確定し、業務を行うものとする。なお、本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 既存公園施設の解体と整地、解体に係る設計
- (2) 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- (3) 特定公園施設の基本設計等を含む設計業務
- (4) 特定公園施設の建設業務
- (5) 特定公園施設の譲渡業務
- (6) 鷹の台公園及び中央公園グラウンドの管理運営業務（指定管理者）
- (7) 利便増進施設の設置及び管理運営業務

2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続き
------	--------------

公募対象公園施設の設置管理、及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	公募対象公園施設の行政財産使用許可※
特定公園施設の設計業務	実施協定の締結
特定公園施設の建設業務	特定公園施設の設計図書及び工事工程表の承諾
	特定公園施設の工事期間中の行政財産使用許可
	特定公園施設の譲渡契約の締結
特定公園施設の譲渡業務	—
特定公園施設の管理運営業務	—
利便増進施設の設置及び管理運営業務	利便増進施設の占有許可の取得

※小平市公有財産規則（昭和46年条例第3号）に基づく行政財産使用許可（以下「行政財産使用許可」という。）。

（事業期間）

第4条 本協定の有効期間（以下、「事業期間」という。）は、●●年●月●日（本協定締結日）から第57条に規定する原状回復が完了するまでとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合
- (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

（公租公課）

第5条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

（公募対象公園施設にかかる経費及び財産権）

第6条 公募対象公園施設の設置業務に係る全ての費用及び手数料等の一切の経費は、乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

（設計）

第7条 乙は、●●年●月●日（本協定締結日）から速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
- 4 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、施設の設計の状況について、随時、乙から報告を求めることができる。

（設計の変更）

第8条 甲は、第7条第2項の設計図書を確認し、設置等指針及び公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

（工事責任者の設置）

第9条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を

行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第10条 乙は、第7条に規定する設計図書の承諾後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、第7条に規定する設計図書に基づき、公募対象公園施設整備工事を行うものとする。
- 3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、事業内容を記載した事業計画書（以下、「公募対象公園施設事業計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 甲は、提出された公募対象公園施設事業計画書を審査し、本協定の趣旨に適合していれば承諾するものとする。
- 5 乙は、工事着手日の1週間前までに、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を定めた工程表を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 6 工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。

(保険)

第11条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第12条 甲は、公募対象施設の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(乙による完成検査)

第13条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、公募対象公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対し、公募対象公園施設の工事完了予定日までに、前項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による是正の要求)

第14条 公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

(工事期間の変更)

第15条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第17条 乙が、公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害

を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 既存施設の解体及び特定公園施設の設計・整備

(設計)

第18条 乙は、●●年●月●日（本協定締結日）から速やかに既存公園施設の解体設計及び特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
- 4 乙は、施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、施設の設計の状況について、随時、乙から報告を求めることができる。
- 6 既存公園施設の解体設計及びその他特定公園施設以外の公園施設の設計業務について、甲と乙は、別途業務に係る協定等を締結する。

(設計の変更)

第19条 甲は、第18条第2項の設計図書を確認し、設置等指針及び公募設置等計画との不整合又は関係法令等への抵触等の合理的な理由に基づき、当該設計図書に変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

- 2 前項の規定により設計図書を変更する場合は、乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該設計変更が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

(工事責任者の設置)

第20条 乙は、既存公園施設の解体工事及び特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第21条 乙は、第18条に規定する各設計図書の承諾後、速やかに既存公園施設の解体工事もしくは、特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

- 2 乙は、第18条に規定する設計図書に基づき、既存公園施設の解体工事及び特定公園施設の整備工事を行うものとする。
- 3 乙は、既存公園施設の解体工事及び特定公園施設の工事着手日の各1週間前までに、工事着手日及び工事完成日を定めた工事工程表を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。乙は、当該工事工程表に基づき工事を遂行するものとする。
- 4 工事実施にあたり、必要な調査や法令等に係る手続きは、乙の負担とする。
- 5 特定公園施設整備工事の着手にあたっては、甲と乙は、特定公園施設の建設・譲渡契約を締結する。なお、予算措置及び工事にかかる契約等について市議会において議決されることを条件とする。
- 6 既存公園施設の解体工事の着手にあたっては、甲と乙は、別途解体工事等に係る協定等を締結する。なお、予算措置及び工事にかかる協定等について市議会で議決されることを条件とする。

(保険)

第22条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、既存公園施設の解体工事もしくは特定公園施設の工事着手前までに、前項の保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第23条 甲は、の整備状況等、甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむをえない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(乙による完成検査)

第24条 乙は、自己の責任及び費用において、既存公園施設の解体工事及び特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、甲に対し、既存公園施設の解体工事もしくは特定公園施設の完成検査の日程を事前に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対し、既存公園施設の解体工事もしくは特定公園施設の工事完了予定日までに、前項の規定による完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査)

第25条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、既存公園施設の解体もしくは特定公園施設の完了検査を実施するものとする。完了検査により適合と認められる場合、甲は、乙に対して速やかに適合通知を行う。

- 2 前項の規定による完了検査の結果、既存公園施設の解体もしくは特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了報告を受けた後、再度、完了検査を実施するものとする。

(工事期間の変更)

第26条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できない場合は、甲に対して工事期間の変更を請求することができる。甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第27条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、既存公園施設の解体もしくは特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第28条 乙が、既存公園施設の解体もしくは特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害の内容等を甲に報告しなければならない。

第4章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡し)

第29条 乙は、第25条第1項に規定する完了検査で適合していると認められた後、甲に対し、特定公園施設の建設・譲渡契約にもとづき特定公園施設を譲渡するものとする。

- 2 前項の特定公園施設の建設・譲渡契約の内容は、公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議して定めるものとする。

(瑕疵担保)

第30条 特定公園施設に瑕疵が発見された場合、甲は、乙に対し、瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる。

- 2 乙が瑕疵担保責任を負う期間は、特定公園施設の引渡し日を起算日として5年以内とする。ただし、当該瑕疵が、乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、特定公園施設の引渡し日を起算日として10年以内とする。

第5章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設の設置管理許可等手続き)

第31条 乙は、公募対象公園施設の設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の設置許可等の取得等の必要な手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項の許可の取得後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設供用開始日の1週間前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

(1) 運営計画

- ① 運営方針
- ② 運営形態
- ③ 安全対策（防火・防犯・防災など）
- ④ 環境対策（騒音・振動対策など）

(2) 維持管理計画

- ① 維持管理方針
- ② 清掃など美観の維持
- ③ 建築物、設備等の保守、消防点検等
- ④ 巡視、点検
- ⑤ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応など）

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 収支計画

(6) その他、良好な管理運営に関すること

(7) 事業内容の報告（設置管理許可の更新申請時のみ）

- ① (1)から(6)に関する実施状況
- ② 資金調達計画の実施状況
- ③ 事業計画の実施状況

4 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。

5 乙は、公募設置等計画に基づき、本条の許可に係る公園使用料（以下、「使用料」という。）を甲に支払う。

6 乙は、前項に規定する使用料を、甲が四半期ごとに発行する納入通知書に基づき納付しなければならない。

7 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲は、これを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(維持管理及び運営)

第32条 乙は、前条の規定に基づく許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、関係法令等に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

(許可の更新)

第33条 乙は、第31条第1項の規定に基づく許可の更新を希望する場合は、許可期間満了の1年前までに、書面により甲に対し当該意向を通知するものとする。甲は、第53条第3項に規定する事業評価等により、乙による公募対象公園施設の管理運営が本協定の趣旨に適合していると判断できる場合は、1回に限り、許可の更新を認めることができるものとする。

2 乙は、関係法令等の変更により甲が許可を更新しない場合、又は第53条第3項に規定する事業評価等により支障があると判断して許可を更新しない場合、甲に保障や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

第34条 甲は、鷹の台公園及び中央公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合及びその他法に定める事由が生じた場合においては、法に定めるところに従い、第31条第1項に基づく許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令の規定に従うものとする。

- 3 甲は、乙が、法その他関係法令又は許可条件に違反した場合は、法に定めるところに従い、第31条第1項に基づく許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償を行わないものとする。

第6章 特定公園施設の管理運営

(特定公園施設の管理運営業務)

第35条 乙は、特定公園施設の供用開始日から事業期間終了日までの間、小平市南西部地域の市立公園・体育施設・ふれあい下水道館の管理運営に関する基本協定書（以下「管理協定」という。）に基づき、特定公園施設の管理運営業務を実施するものとする。

(維持管理及び運営)

第36条 乙は、関係法令等に基づき、特定公園施設の維持管理及び運営を適切に行うものとする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

第37条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第6条から第17条、第31条から第34条、第57条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置管理許可」を「占用許可」に、「使用料」を「占用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

第38条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、設置等指針、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、第31条及び第35条の規定に基づく許可条件、関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。

3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、甲に対して事前に説明した上で、書面により速やかに報告しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(管理運営等)

第39条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設の維持管理及び運営を行う。特定公園施設については、管理協定にもとづき、適切に管理運営する。

2 公募対象公園施設が汚損又は破損した場合、乙は、その責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講ずるものとする。

3 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理及び運営について第三者等と協議調整等が必要になる場合は、乙が行うものとする。

4 乙は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるように十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第40条 乙は、本事業の実施にあたり、事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければ

ならない。

- 2 乙は、鷹の台公園及び中央公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切かつ迅速な対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故又は災害等の緊急事態が発生した場合、これに対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(行為の制限)

第41条 乙は、公募対象公園施設及び特定公園施設において、次に定める行為を行うこと又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
- (3) 青少年等に著しく有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) その他設置目的に照らして甲が必要とみなすことができなと判断する行為

(私権の制限)

第42条 乙は、本協定に基づく権利及び許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、公募対象公園施設の所有権を第三者に譲渡することはできない。ただし、複数団体により構成されるグループで応募する場合の構成団体を除く。
- 3 乙は、公募対象公園施設について抵当権その他権利を設定し、構成団体以外の第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他いかなる権利も主張できない。
- 5 乙は、甲の承認を得ずに、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

(第三者の使用)

第43条 乙は、公募対象公園施設を第三者に賃貸する場合、契約内容について事前に甲に確認の上、次の各号に掲げる事項について然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間は、第4条に規定する事業期間とする。
 - (3) 賃借人に、本協定、第31条に基づく許可条件、関係法令等を遵守させる。
 - (4) 甲が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共のように供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
 - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生じる権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
 - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
- 2 乙は、賃借人が第45条第4項第6号に該当する暴力団員であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

第44条 甲は、必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。

3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第45条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等の事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定に基づき委託を行う場合、当該委託先に、本協定、第31条に基づく許可条件、関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

(2) 応募申込書の受付日から本協定の締結までの期間に、甲から指名停止を受けている場合

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始がなされ、競争入札の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合

(4) 法人住民税を滞納している場合

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は、法人でその役員が暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

第9章 事業実施にあたっての費用区分等

(リスク分担)

第46条 事業期間中の責任及びリスク分担の区分については、別紙4のとおりとする。なお、前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙の協議により決定するものとする。

2 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に営業補償及び休業補償等を請求することはできない。

(損害賠償等)

第47条 甲が第54条第1項により本協定を解除した場合、又はその他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は、当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第48条 本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すべき事由により発生した場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(地震等による損害)

第49条 甲は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。

(瑕疵担保)

第50条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し、使用料の減免及び損害賠償等を請求することはできない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

- 第51条 乙は、第31条第3項に規定した公募対象公園施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成し、前年度の2月末日までに、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に基づく維持管理・運営状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後〇〇日以内に甲に提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲と乙の協議により決定する。
- 3 甲は、事業報告書に基づき、次の各号に掲げる事項について事業評価を行う。
- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に即した事業内容が展開されていたか。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理・運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - (3) 公募対象公園施設の管理運営が適切に行われていたか。
- 4 特定公園施設の評価は、管理協定に基づき実施する。

(事業内容の変更、一時中止等)

- 第52条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は一時中止する必要がある場合、乙は、相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。ただし、開業後の事業内容の変更は、原則、第33条の規定に基づく設置管理許可の更新時に行うものとする。
- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が、本協定、第31条の規定に基づく許可条件、関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員による不当要求を受けた場合の報告等)

- 第53条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等による妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲への報告及び当該施設の位置する地域を管轄する警察署等（以下「警察」という。）へ届出を行わなければならない。
- 2 乙は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに乙への報告及び警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲への報告を行わなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第11章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

- 第54条 甲は、第51条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第4条の事業期間にかかわらず、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。
- (1) 乙が、本協定、第31条の規定に基づく許可条件、関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会計整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁より営業取消し若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 乙又はその構成員が、暴力団員であることが判明した場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に請求することはできない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

- 第55条 乙は、経営状況など、乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行

- った上で、甲と乙の協議により、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づき本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
 - 3 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲乙の協議・合意により、本協定を解除することができる。この場合においては、甲は、既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

(協定の解除等の公表)

- 第56条 甲は、第52条第3項に基づき本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第54条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の称号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
- 2 前項の場合において、第54条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

第12章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

- 第57条 乙は、事業期間が満了する●年●月●日又は第4条2項の規定により甲が乙に通知した事業期間の終了後、速やかに事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いの下で甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日の6月前までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下、「新たな事業者」という。）と乙との間で、公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づく原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行う場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、甲の承諾を得ること。
 - (4) 乙は、前項における甲の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができる。ただし、甲が、事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合、甲に対し、設計内容の修正を求めることができる。
 - 4 乙が、第1項の規定に基づく原状回復を行わない場合、甲は、代わりに原状回復を行い、乙に当該費用を請求することができる。
 - 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに規定する期日の変更を必要とする場合、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、書面等により誠実に事業の引継ぎを行わなければならない。

第13章 補則

(届出義務)

- 第58条 乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。但し、共同事業体等を構成する代表企業及び構成企業の脱退や交代など構成を変更する場合は、乙は、事前に甲に協議し、甲の承認を得なければならない。
- (1) 代表企業及び構成企業の構成を変更した場合
 - (2) 代表企業及び構成企業の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号又は名称を変更した場合
 - (3) 代表企業及び構成企業が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは

会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

- (4) 代表企業及び構成企業が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 代表企業及び構成企業が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により損害を被った場合
- (6) 代表企業及び構成企業の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第59条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は、日本国内法とする。

(補則)

第60条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙の協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 小平市小川町2-1333
小平市長

乙 ●●●●
代表企業
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●● 代表者名 ●●●●

(グループで応募の場合) 構成企業
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●● 代表者名 ●●●●